

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002477

第三章 戦国期における筑後国一宮高良社と周辺勢力との関係

はじめに

筑後国一宮である高良社は、筑後国内に留まらず、多くの崇敬を集めており、座主・大祝・大宮司を中心に発展を遂げ、筑後国及びその周辺地域に多大なる影響を与える存在であった。しかしこの高良社も戦国末期、豊臣秀吉が九州統一に乗り出すところになると、その力に翳りが見え始めるようになる。それは、天正期に入ると九州地方では、豊後の大友氏、肥前の龍造寺氏、薩摩の島津氏の三大勢力が、その覇権を狙い、その動きを活発としてくることに端を発するものであった。この三氏の動きに巻き込まれていく中で、高良社はその勢力と信仰の拠点としての存在を維持していくことになる。しかし、周辺勢力との軋轢の結末としてもたらされたのは、高良山一帯の破却、神領の没収など、高良社の衰退であった。今回は、筑後国一宮として勢力を誇っていた高良社が、筑後国を取り巻く周辺勢力とどういった関係を構築していたのか、そして高良社がその状況において、どういった行動を取っていたかを天正年間（一五七三〜一五九一）を中心にして論じていきたいと思う。また、戦国期の社寺は、為政者が在地支配を行っていく上で、政治的に利用される面があったことは往々にしてあり、また社寺側もそれまでの荘園制の崩壊など経済基盤を失うなかで、為政者との結びつきの中でその維持経営をなさざるを得なかったと思われる。このつながりの多くが社寺側の受動的な立場によってなされていたと思われがちである。だが、社寺側からもその経営維持のために様々な「主体的」活動がなされていたのではないかという方向性を、第二章において太宰府天満宮留守職である大鳥居氏の動向を見ていく中で示した。² 今回は、高良社の動向を論じていく中で、その比較と分析を行い、高良社においてもそのような方向性を見出すことができればと考えている。

一、高良社と大友氏の関係（天正六年以前を中心に）

高良山の山腹にある高良社は、筑後川を中心にして広がる筑紫平野を一望できる地に鎮座している。主祭神である高良玉垂命は寛平八年（八一九）には神階を正一位に進めており、また八幡神と同じく早い段階から神仏習合の過程にあり、中世では「高良玉垂三所大菩薩」とも称されていた。³筑紫平野が一望できるという地理上の特性から、高良山はしばしば戦の要衝としても利用され、源平の争乱に始まり、南北朝時代には山一帯が要塞化するなど信仰の場とは対極的な様相を呈していた。⁴そして、その流れは戦国時代まで続くことになる。⁵

さて本節では、高良社と大友氏との関係について触れたいと思うが、特に大友宗麟との関係について記すことにする。⁶宗麟は、若干二十歳で大友家の家督を継ぐ。大友氏は鎌倉時代から続く名門であり、初代は源頼朝に近侍していた大友能直になる。そして、宗麟は能直から数えて二十一代目の当主にあたる。能直が建久七年（一一九六）頃に、豊後守護に補任されてから大友氏と九州との関係が生まれ、宗麟は、九州における六力国（豊後・肥後・肥前・豊前・筑前・筑後）を支配する戦国大名にまで大友氏の勢力を拡大させていった。この宗麟であるが、社寺に対して破却を行ったことでよく知られている。このことに関しては、すでに第一章「大友義鎮における社寺破却の意図について」で述べているが、宇佐宮や彦山、そして太宰府天満宮という、九州のみならず全国的に崇敬を集めていた信仰の場がそういった状況に陥った。⁷

しかし高良社においては、宗麟によって破却を受けることは無かったようである。社寺に対する破却の理由としては、軍役の拒否や当時敵対していた毛利氏との関係など様々であるが、つまりは宗麟の命に従うかどうかというものであり、高良社が大友氏によって破却されなかった理由もその点にあると考えられる。中世における高良社では、「三職」と呼ばれた大祝・座主・大宮司が経営を行っていたということがある。⁸『高良玉垂宮神秘書』（以降『高良記』と略す）の中で、「一、当国ノ社家衆ハ、大祝シシタイタリ」とあり、特にその三職の中でも高良社の社職の長として権威を振るっていた大祝によって、社内における組織秩序が形成されていたことが窺い知れる。⁹しかし、戦国期に至っては、その経営主体が座主となっていたようである。これは、鎌倉末期に起きた大祝と大宮司との争いにおいてその地位を低めた大祝に代わり、座主を中心とした衆徒が大きな力を持つようになった経緯がある。¹⁰このことは、第三節で詳述したい。

では、大友氏と高良社の中心にあつた大祝や座主がどういった関係を構築していたかについて考えてみたい。まず座主に関しては、宗麟の父である義鑑が、座主良胤（四十二世）に宛てた書状に「当山座主職乃事、代々末子連続乃条」とあり、座主職継嗣について触れている。¹¹また、宗麟も良寛（四十三世）に対して座主職継目安堵の書状を出している。¹²天正年間における「高良山文書（座主文書）」を中心に史料を整理すると、大友氏のみならず次節で述べる龍造寺氏との間においても、座主職の相続や安堵に関するものが目立つ。それに対して大祝に関しては、大友氏からの安堵状態などは管見の限り目にすることはできない。そこで座主と同様に「高良山文書（鏡山文書）」を通覧すると、次のような傾向が見ることができると、¹⁴

それは、大祝に対する武功や出陣催促など軍事的な書状が目立つことである。年不祥であるが、大友義鑑の大祝宛書状には「就今度筑後錯乱、別而被添御心之由承候、祝着候」とあり、大祝が大友方に与していたことがわかる。この書状について、小川信氏は、義鑑と筑後国人との合戦が続く天文三年（一五三四）頃と比定している。¹⁵大永二年（一五二二）に義鑑は、高良社領の土貢等が社納されないことに対して社納を命じるとした高良社の保護と国人統制に乗り出していたこともあり、国人との対立が生じていたようである。¹⁶大友氏としては国人の統制、大祝としては土貢の未納を防ぐとした利害が一致したのだろう。また『豊前覚書抄録』では、永禄十一年（一五六八）に、宗麟が肥前国で勢力を拡大しつつあった龍造寺氏と対するために高良山に陣を置いていたことを記している。¹⁷

【史料一 奈多鑑基書状】¹⁸

尚々各參陣之儀、一日も遲滞候而者曲有間敷候、社家衆從先々無出張由候、我等出頭候儀、一代に一度之客候、雖然国家之御為候ハ、父子出陣候、各存分之事不能仰用候

就御進發、乍不似合為御伽、子候増王罷出候間、筑後社家衆無足不界共ニ自身主張于要候、此等之趣能々可被申付候、兎角其表社人社領閉目無緩可被申付候、精者同名三郎右衛門・堀右京亮可申候、恐々謹言

〔永禄十二年〕

二月廿二日

〔奈多〕

鑑基（花押）

高良社大祝殿
御宿所

そして永禄十二年（一五六九）には、大友家の寺社奉行であった奈多鑑基より大祝に対して右記の史料の通り、社家衆の出陣の要請が出されているが、これはもちろん対龍造寺としてのものである。大友氏と龍造寺氏の対立として代表的であるのが、元亀元年（一五七〇）の「今

山合戦」になる。この合戦において、龍造寺氏が大友氏に勝利したことによって、肥前国において大きな力を持つようになったとされている。これに対して堀本一繁氏は、この合戦における龍造寺氏の勝利は局地的なものであって、大友氏の支配から解放されたわけではないことを論証されている。¹⁾ただ、龍造寺氏が大友氏の脅威となる存在にまでなっていく契機にはなったと思われる。そして、なぜ大祝に対して参陣の催促が行われたかは、やはり大祝が社家衆を統括する要職であったからと思われる。また、それだけでなく大友氏が、社家衆を一つの武力勢力として認識していたことによるものである。座主も大友方に与して参陣することはしばしばあるが、大友氏から座主に対して、直接的に参陣の催促などは無かったようである。おそらく軍事的勢力を有するのが大祝であったからであろう。このように宗麟が社寺の持つ武力を要求することは、高良社のみならず、宇佐宮にも見られることであつた。だが宇佐宮はこれに対し、参陣拒否という態度を取つたために破却されてしまったのである。²⁾

これら大友氏が宗教組織である高良社に軍事的要求をすることを「俗（政治）」的側面とするならば、次に見られるのは、祈禱という「聖（信仰）」的側面となるであろう。今山合戦参陣に対してであろうか、大友宗麟は大祝に「就肥前国閉目之儀、至当山宿陣之处、早々出頭祝着候、仍御礼等、任前々之旨候、国家益可被励安寧之祈禱之事専要候」と祈禱依頼をしている。³⁾戦国期において、このように社寺に対して、大名や武将が戦勝や国家安寧の祈願・祈禱などを重視するのはよくあることであり、宗麟は宇佐宮の例を挙げるならば、参陣拒否で破却を行うなどしても、その後には祈禱が大切であることを求めている。⁴⁾それは、必ずしも「破却」その存在の全否定」ではなく信仰的側面を重視する態度を表すことがあり、宗麟の書状には祈願や祈禱に関するものは少なくない。また次の【史料二】の通り、大祝も宗麟やその息子である義統に対して日向出兵（耳川合戦）の際には祈禱巻数を贈るなどしている。

【史料二 大友三非斎（宗麟）書状案】^{2, 3}

就日州表行、義統令進発候、（種カ）為祈禱巻数并両程送給候、御丁寧之儀祝着候、猶奈多大膳太夫入道

申候、恐惶謹言

(天正六年)
五月十四日

(宗麟)
三非斎 判

高良山大祝職
鏡山殿

大祝に関しては、「俗」と「聖」の均衡を保ちつつ、双方向性の中で大友氏と良好な関係が維持されていたと考えられる。この関係は、太宰府天満宮の留守職別当であった大鳥居氏との関係と酷似していると考えられる。第四節で詳しく述べるが、大友氏は大鳥居氏に対して、敵対していた西牟田氏との争いに助力を求めたこともあり、また大鳥居氏から大友氏に祈祷巻数が贈られることもしばしばあった。²⁴宗麟の社寺に対する態度は一概に述べることはできないのであるが、中世において培われてきた宗教勢力の「聖」と「俗」の側面を最大限に利用しようとしていたと考えられる。そしてこれは、宗麟が関わる社寺に共通して見出せる要素であると思われる。ただ、宗麟は敵対する勢力に関しては、それが社寺であれ攻撃の対象とするスタンスであったことは念頭に置いておかなければならない。神仏(＝社寺)自体が、「聖」と「俗」を有していたのではなく、それを取り巻く奉斎者としての神官や僧侶が、それらを有する存在であり、彼らの態度次第での対応が宗麟に見られると思われる、神仏が攻撃の対象になるのではなく、あくまでも「人」ということになる。神官僧侶からすれば、彼らの行動態度も、神仏を護持し、社寺を維持していく上でのものとするならば、その矛盾の産物として、行き着く先に破却があるということになるのだろうか。

二、「耳川合戦」以降における高良社内部と周辺勢力の動向

前節の通り、大友氏は高良社と良好な関係を築いていたようであるが、この関係を崩すことになる事件が天正六年(一五七八)に起きる。それは大友氏と島津氏との間に起きる「耳川合戦」である。この合戦において大友氏が島津氏に敗れたことにより、九州の勢力図に大きな変化をもたらすことになった。その変化については後述するとして、その前に肥前国で大友氏や島津氏と力を拮抗させるまでに成長した龍造寺氏に関して触れておきたいと思う。龍造寺氏は鎌倉時代、幕府の御家人として佐嘉郡龍造寺村の地頭に就いており、室町時代には少弐氏の武

将として活躍していた。しかし、明応元年（一四九二）、十四代当主であった康家の跡目相続の折に、村中龍造寺（本家）と水ヶ江龍造寺（分家）に別れることになる。その村中・水ヶ江両龍造寺家を再び一つにまとめ上げ、龍造寺家を戦国大名まで押し上げたのが、十九代当主の隆信であった。先述した通り、龍造寺氏が台頭してくるのは大友氏と対する「今山合戦」である。ただ、この合戦で大友軍を肥前から排除できたことが、大友氏による肥前支配が行われなくなったことにはならず、堀本一繁氏によると、天正六年（一五七八）の島津氏との戦、つまり「耳川合戦」に対して龍造寺氏宛に大友氏加判衆から参陣要請が出されていたことから、少なくともこの時点までは大友氏の影響下・支配下にあったことを述べている。²⁵しかし、龍造寺氏は着実な肥前支配のために、天正年間に入ると草野氏・波多氏・後藤氏・平井氏・有田氏・伊万里氏・西郷氏と肥前国衆を次々とその支配下に組み込んでいった。当時の国衆は、それぞれの支配領域の確保のため日和見的に大友氏や龍造寺氏など一勢力に頼らざる得ない状況にあった。²⁶それまで大友氏の支配下にあった国衆らが龍造寺氏に与することは、大友氏の勢力に翳りが見えてきたことの表れであり、龍造寺氏の力が強大化してきたことを示していると思われる。そして龍造寺氏が肥前国を制圧するのが、天正六年（一五七八）のことであり、龍造寺氏にとってもこの年は重要なターニングポイントであった。²⁷

さて「耳川合戦」に話は戻るが、天正六年（一五七八）十一月二十六日、日向国の支配をめぐり大友氏と島津氏が日向国高城川原にて激戦を繰り広げた。結果として、大友軍が島津義久率いる島津軍に大敗することになり、九州の情勢に大きな変化が起こる。この合戦の敗因は木村忠夫氏の論に詳しいが、軍事的に絶対的有利であった大友氏が敗戦した理由は、大友軍と肥後からの援軍との連携が取れずに無理に攻め入ったことにあるようだ。そして木村氏は、「耳川合戦」敗戦後の大友氏の没落の要因を、それまでの大友氏の支配体制の弱体化にあると指摘している。大友氏は加判衆という重臣で構成される組織による合議制において領国支配を行っていた。²⁸それが耳川合戦以後機能しなくなったことで、その影響力が低下し、それまで従っていた国人衆が龍造寺氏に寝返り、その勢いに乗じて龍造寺氏が筑後に進出、また島津氏が北上してくるなど、大友氏は窮地に陥っていくのである。

では、この「耳川合戦」が高良社に与えた影響とは何であったのだろうか。『家勤記得集抄録』（これ以後『記得集』）に、「耳川合戦」後の高良社の分裂について記されている。²⁹『記得集』によれば、「高良山大祝物部保常・座主丹波良寛・大宮司宗崎孝直」は大友氏に叛くことなく従ったのに対し、座主良寛の弟である「高良山丹波麟圭」が龍造寺側に属したとある。これ以後、高良社の内部分裂とそれによる迷走が始まるのである。太田亮氏が著した『高良山史』において「三井寺所藏高良山座主系図」が示されているが、そこには良寛（四十三世）は「弘治二年九月三日為座主、元龜二年離山」とあり、また麟圭（四十四世）については「元龜二年十一月為座主」とある。³⁰この記事の通りであるならば、すでに元龜二年（一五七一）には座主が良寛から麟圭に継承されていたことになる。後世の記述ではあるが、嘉永六年（一八五

三)に著された『筑後将士軍談』に「丹波麟圭奪座主職付麟圭為秀包所害事」という件があるが、当時の座主職をめぐる状況を知る上で【史料三】として示しておく。

【史料三 筑後将士軍談】³¹

高良山座主良寛及大祝以下、大友ニ屬シ、日向表ニ發向ノ時、弟麟圭ニ留守ヲ預ケ置タリケルカ、大友敗軍、座主以下悉ク討死ストノ取沙汰也、依之麟圭我儘ヲ働キ、座主職ヲ押領シテ居タリケル所ニ、良寛等、黒木猫尾城迄歸陣シテ、此事ヲ傳ヘ聞、大友ニ訴テ、人數ヲ催シ高良山ヘ押寄ル由風評アリ、麟圭是ヲ聞テ大ニ恐レ、肥前に逃行ケレハ、良寛等歸山シテ在ケル處ニ、麟圭龍造寺ヲ頼テ當山ヘ襲來スト聞エケレハ、良寛又豊後ヘ走り、麟圭歸テ座主職ニ復セリ、其後秀包久留米入城有テ、大友ニ頼マレ、麟圭ヲ謀テ久留米ニ招寄殺害セラル、

ここでは、「耳川合戦」で座主良寛等が大友軍に参戦した際、麟圭が良寛から座主職を奪ったとあり、二人の座主の在任期間や動向に関して不明瞭な点が多い。耳川合戦の翌年、天正七年（一五七九）には、龍造寺隆信は麟圭に対して「高良山座主職之事、向後不可有相違之状如件」と座主職安堵の書状を出している。³²これは、麟圭が龍造寺氏側に与したことによると思われるが、それまで座主職安堵を行っていた大友氏だけでなく、龍造寺氏も高良山内部にまで関わりを持つようになることは高良社のみならず、筑後国における情勢の変化を物語っていると思われる。このことで、座主が二人存在する状況となり、高良山内で動揺を生む発端になったと考える。また大友氏に代わり、龍造寺氏が筑後に進出してくるようになり、高良社は「大友氏と龍造寺氏との板挟み」という身に置かれたと言える。これは、高良社にとっては難しい選択をしなければならぬ状況であったであろう。麟圭が龍造寺側に付いたことにより、良寛以下大祝も大宮司も大友方にいたのであるから、敵対関係のままでは高良社の経営に大きく影響があったに違いない。しかしそういった状況に対して大祝は終始、大友氏との関係を維持して

いたようである。天正七年（一五七九）には大友義統から三井郡と山本郡内二十五町が安堵されている。³³

【史料四 大友義統預ケ状案】³⁴

就近年不慮之弓箭、筑後上下之者共、構未練候之处、從最前親父（保常）宗善・保真無別儀心底候、案中
感悦無極候、就中宗善事、辺春薩摩守以同意悪党取懸候刻戦死、忠義之次第無比類候、連々順儀
之心懸依顕然、父母相共被抛一命候事、前代未聞之儀候、併御愁傷察存候、仍於筑後國中六拾町
分坪紙在之事、預遣之候、可有知行候、恐惶謹言

三月廿八日

義統 判

高良山 大祝殿

袖判 高良山領坪付

（中略）

天正十二年三月廿八日

また右記史料にみられるように天正十年（一五八二）には、大祝鏡山保常（宗善）が龍造寺軍との辺春城での戦いの際に大友軍について討ち死にしている。³⁵その戦功を賞するものであったのか、天正十二年（一五八四）には、息子である大祝鏡山保真には、三井・上妻・三瀨の三郡内六十町の安堵がなされた。しかし、大祝が大友氏とこれまでと変わらない関係を維持しようとした態度と反して良寛は、天正九年（一五八一）に、龍造寺氏に対して次のような起請文を提出する。

【史料五 高良山座主良寛起請文】 36

謹上再拜々々敬白神文之事

一祝父子、至豊州、自内通之儀有之(マ)之由承、言語道断、無是非之段、乍勿論、為良寛努々(不存)□□知之事、

一祝父子罷失儀、是又會而不存事、

一奉對隆信、久家、盡未來際不可有別儀之趣、度々以神文申入旨、向後弥不可有緩之事、

右旨趣若於偽者、

梵天帝釋四天王、惣而日本國中六十余州大小神祇冥道、賀茂、春日、伊豆、箱根、熊

野三所権現、九州宗廟宇佐八幡大菩薩、軍神摩利支尊天、殊者高良玉垂宮三所大菩薩、

千栗八幡大菩薩、河上大明神、天満大自在天神之神罰冥罰、於身上可罷蒙者也、仍起請

文如件、

天正九年 辛巳 八月廿六日

高良山座主 良寛 (花押 血判)

(鍋島直茂)
信昌 参

龍造寺家家臣鍋島直茂に宛てたこの起請文において、良寛は隆信・久家(のち政家改名)父子に対して「盡未來際不可有別儀之趣」と別儀がないことを誓っている。また肩書きとして「高良山座主」と記しており、同時期に良寛・麟圭と二人の座主が存在していたことがここでも窺える。³⁷良寛は起請文において、大祝保常・保真が大友方に内通していることには関与していないことを示し、大友氏との関係を解消したことがわかる。また神文部分についても、高良大菩薩の記載はもちろんのこと、龍造寺の本拠地である肥前国の千栗八幡宮と河上社を同載していることにも注目できるだろう。この龍造寺氏への起請文であるが、龍造寺氏は天正年間に入ると起請文の授受を急増させていく。この龍造寺氏の起請文に関しては、松田博光氏の論に詳細にまとめられているが、松田氏は「龍造寺家文書」における起請文の神文に注目し、起請文の授受を龍造寺隆信が国人支配において、宗教的側面から補強しようとしたことと分析している。³⁸しかし、龍造寺氏に対する

服従は日和見のであったのか、良寛は再び大友方に付いたようである。天正十二年（一五八四）十月二十二日、龍造寺隆信の息子である久家（政家）が麟圭に送った書状に「就今度良寛逆意」とあり、良寛が翻ったことが記されている。³⁹ おそらく良寛が龍造寺氏から大友氏に再び与するようになったのは、龍造寺隆信が天正十二年（一五八四）に島津氏・有馬氏の連合軍との肥前島原半島での戦において討ち死にしたことに起因しているだろう。『上井覚兼日記』には、「昨日廿四日、肥前衆有馬御陳へ取懸候処、被遂一戦、龍造寺隆信始数千騎被討取、御大利之由也」とある。⁴⁰

隆信は、短期間に龍造寺家を戦国大名へと昇華させたカリスマ性を持った人物であったが、後に龍造寺家の家臣であった鍋島家に乗っ取られたことを考えると、隆信の息子である政家には龍造寺家を維持していく力量が無かったと判断したのでだろうか、良寛が龍造寺を見限ったのではないかと推測できる。この龍造寺隆信の死により、大友氏は再び筑後に進出し、龍造寺氏との戦いに備え高良山に陣を置き、大祝鏡山保真のみならず、出戻りが許されたのであろうか、良寛も参戦するなど、「耳川合戦」以前の太友氏との関係に戻りつつあったように思われるが、大友氏もそれまでの勢いをなくし、島津氏の北上があるなど勢力図は大きく変化していた。⁴¹

これまで見てきた通り、「耳川合戦」で大友氏が敗戦することで九州における均衡が崩れるようになる。九州地方では多くの国人が存在しており、大友氏も龍造寺氏もその国人衆をいかに支配下に組み込むかが領国経営に大きく関わるものであった。ゆえに国人衆は大友氏や龍造寺氏の動向を見計らいながら、主従関係を流動的にしていたのである。これは高良社も例外なことではなく、座主良寛と麟圭の対立に見られるように一山内部で分裂するまでに至っていく。しかし、聖俗一体で大友氏と深く関わりのあった大祝などは大友氏に叛くことはなかった。ただ大友氏の求心力の衰退は、高良社を不安定な状況に置くものであり、こうした混沌とする状況のなかで、いかに高良社の安定化を図るか、そのために奔走せざるを得なかったと思われる。

三、高良社の衰退と『高良記』について

さて龍造寺隆信の死により、龍造寺氏の筑後への手が薄れる中、座主良寛は大友氏と再び関係を構築していく。しかし、その中で迷走するのがもう一人の座主、麟圭である。麟圭は、依然として龍造寺氏と結び、大友方と対立していたようである。しかし、島津氏が肥後攻略のた

めに北上し⁴²、筑後に迫ろうとした天正十三年（一五八五）には、島津氏と通じるようになる。『上井覚兼日記』に「高良山本座主麟圭より、祈念巻数并書状預候」とあり、島津氏の動向に対応した動きであろう。⁴³天正十四年（一五八六）に島津軍が筑後に入国し、高良山に陣を置くのであるが、おそらく麟圭の手引きがあったのではないかと思われる。また麟圭は島津軍による大友攻めにも参戦するなど島津氏に対して忠節を示す態度が「神代弥左衛門遺戒書」の記事から見受けられる。⁴⁴しかし、天正十四年（一五八六）七月、島津軍が高良山を攻め落とすという記事が『記得集』に見られ、その時の様子を次のように記している。

同月六日、薩軍高良山を攻め崩して放火す。神社・仏閣・社家・寺院・僧坊・民屋悉く焼亡し、鉄華表も焼離す。（略）大祝保真・座主良寛・その子尊能・麟圭（マ）良の寛第・大宮司孝直・その子重基皆没落し、各々離散し山野を逃れ迷う。（略）麟圭は龍造寺に赴く。

高良山全体が破却され、それにより一山の者達が離散したことがここには示されている。⁴⁵『久留米市史』によれば、高良山では南北朝時代にも戦火を受けることがあったが、その時には下宮が燃えるなど、その被害は部分的なもので抑えられたが、今回のように高良山一帯が焼け落ちる状態になることは過去には無かったと思われる。また、この天正十四年の島津軍の高良山の焼き討ちについて、『記得集』では麟圭を含めた高良山没落の惨状が記されているのに対し、「神代弥左衛門遺戒書」では、麟圭が島津軍に従っていたことがわかり、何れが史実とすべきかの判断がなされていない。⁴⁶『記得集』以外でこの天正十四年の高良山焼き討ちを知りうる史料は残念ながら管見の限り持ち得ていないが、高良山が大友氏と島津氏の戦に巻き込まれる状況にあったことは承知できるのではないだろうか。

また、この破却に追い討ちをかけるようにして天正十五年（一五八七）に豊臣秀吉により高良社の神領が没収されてしまう。これは秀吉が高良山に島津氏討伐のために陣を置いた時のことであるが、再び『記得集』に目を向けると次のようである。

夏四月十一日高良山吉見嶽に陣す。時に大祝保真・座主良寛・大宮司孝直・秀吉公に見えんとして密かに内甲を着す。公早くもその隔心を察して見ゆること能わず、終に命に違いて所領を没収せられ、寒身と成る。

秀吉により高良社が経済的危機に瀕したことが知り得るのであるが、秀吉が高良山に陣を置くに至った経緯も、秀吉に島津氏の勢力拡大に対する救援を要請した大友氏の手引きなどがあつたからであろうし、そこには大友氏に与している大祝や座主という高良山側の働きもあつたことは十分推測できるであろう。しかし、『記得集』に示されているように、大祝らは秀吉謁見に臨む際に、敵意と取られかねない「甲」を着している。「終に命を違えて」とあるように、高良山側の秀吉への態度は良いものであつたとはいへない。これは大友氏との関係の中で協力するものであり、秀吉のように外部から来た勢力に対して拒絶反応を示したのかもしれないが、この秀吉と高良山の両者の関係を論証するには熟考が必要であろう。ただこの神領没収があつた天正十五年（一五八七）は、秀吉が諸侯に対し九州における領地の新たな宛がいを行つた年でもあり、その移行的な処置として神領没収ということになつたとも考えられる。また高良社以外においても、九州諸社の神領が没収される状況であり、必ずしも高良社だけのことではなかつた。そして、その後秀吉や毛利秀包らにより、高良社に対して神領の寄進があつたことを考えれば、『記得集』にあるような懲罰的な没収という意味合いだけで考えるべきではないだろう。⁴⁷ いずれにせよ、一時的にでも神領を失つた高良社の衝撃が大きかつたことは確かである。また、島津氏が高良山に火をかけた理由を史料などから明らかにすることはできないが、島津氏と通じていた麟圭が島津勢の横暴を阻止することはできなかつたとすると、それは高良山内部の分裂が原因であつたのではないかと考えられる。麟圭が島津氏と誼を通じていたにせよ、大祝を始め座主良寛、大宮司は大友方にあつたわけであり、特に大祝は社家衆を仕切る立場にあつたのであるから、島津軍が高良山に陣を置くことは、敵方に陣を置くということにもなりえたのではないだろうか。さて『高良玉垂宮神秘書』（以後『高良記』）には、大祝と大宮司が支配する社家衆の人数が次のように記されている。

【史料六 高良記】 48

一、白鳳十三子ンニ コホツシンアリテヨリ、白鳳廿二子ンニ大祝職ヨリ、当山ニ寺社
ヲハシメラレタリ、ハルカニ□□ヲハリテ、上チクコニ四百八十人、下チクコニ四
百八十人、三井郡ニ二百四十人アハセテ、セン二百人ハ、両部ヲヒウセリ、サテ大
宮司職三代スキテ、大祝職ヨリ ムコニトリ、ソノマコエ下チクコノ社人ヲ ユツ

ラレケレト、神ノ所ハユツラレス、ソノウチニヲイテモ、大善寺 酒見 黒崎コノ
社人三所ハ、シサイアルニヨリ ユツラレスナリ、上チクコノ社人 タイセンシ
サケミ、クロサキノ社人トモニ 大祝職エ 神心 社職ヲキンスルナリ

筑後国内には一二〇〇人（上筑後四百八十人、下筑後四百八十人、三井郡二百四十人）がいたようである。多少の誤差はあるだろうが、それは一大勢力であり、島津氏はその力が敵方である大祝側にあつたことを危険視したと思われる。また高良山が筑後のみならず周辺諸国において要衝であつたことに対して警戒するものであつたかもしれない。破却の理由は推測の域を出ないところではあるが、これら破却や神領没収による高良社の動向に関しては次節で、太宰府天満宮との比較において推察をしようと思う。

ここで少し『高良記』に関して触れたいと思う。『高良記』は、全て箇条書で記されており、一卷三十四章五百五十一箇条で構成されている。著者はその奥書に「大祝職神津麿尊保房」とあるが『高良玉垂神秘書紙背』の研究編（以下「研究編」と略）においても、その正体は明らかにならず、成立年代も中世末期から近世初期としている。そして編述の目的であるが、「研究編」において簡潔にまとめられているので、引用させて頂くことにする。⁴⁹

一、高良玉垂宮の神秘、すなわち祭神の本地・事績・鎮座の由来、あるいは大祝職が、高良大菩薩の垂迹であるという本社の縁起を説くため。

二、高良玉垂宮の定期・臨時の祭典、営繕、あるいは撰末社・堂塔・神領の経営、神職の指導等、社務運営上必要な項目について、現に頽廃しつつある高良山の神事を往時の盛観に返すべく、古意を重んじながら詳細に記述し、これを子孫の参考に供するため。

三、高良玉垂宮の祭祀組織の頂点に位置する大祝家の格式、本社・末社の神職・雑仕・宮座・商工業座の指揮・管理権、ことに商工業者を支配・統制することによって得てきた大祝家の権益も守るため。

ご覧の通り、大祝の存在を大きく意識した内容であることは了解できよう。神秘書と言うからには、本来であれば世に明らかにされるものではないはずであるが、編者である保房の高良社再興の強い願いの表れということにあるだろう。また「研究編」においても『高良記』を異例の述作と理解している。なぜこのように大祝の存在を意識した内容となつてゐるのだろうか。第一節で簡単に触れたが、正中元年（一三二四）正月三日に大祝安延と大宮司有基が社頭で争うという事件が起り、大祝と大宮司ともに改易となつてしまふ。⁵⁰これに対して、正中二年（一三二五）に座主以下高良山衆徒が大祝の復職を願う愁訴をする。次に示す「筑後高良宮衆徒申状」では、高良社の祭祀における大祝の重要性が説かれており、大祝を欠くことで祭祀が滞ることを記している。

【史料七 筑後高良宮衆徒申状写】⁵¹

高良玉垂衆徒等謹言上

被収公当宮大祝安延所職間、彼所職分依闕如、次第御神事不及遂行条、併為一社衰微上者、急速欲被仰下仔細事

右、当宮御神事其数多、春秋二季之祭祀、五九両会之御神事、皆以一社之大宮也、総官無供奉而難及勤行、就中、致祭者是最初之祭祀、則大祝所役也、爰安延被没収当職間、依不着彼致祭、今年^正中春祭不及遂行、次第御神事等、一而闕怠之時、不執行自余者、当宮旧例也、然者、五九両会以下御神事、悉可被闕之間、小祝可著致祭之旨、衆徒加催促之処、如返答者、件致祭礼銘者、大祝之外相伝之社官無之、曾不存知之間、不及勤之云々、安延者又非当職之間、不勤彼役、然間、御神事一向逆転之条、歎而有余^是、次大祝之外、不奉懷神体之間、御社壇不慮難、於当職者取不及遠行、致不退用意、不離社頭辺候条、先規也、仍先々雖下京都召府、^(ママ)供僧神主等、就申仔細、被免許上洛畢、一両月参路、猶以如此、以況無大祝而既及両年候間、社壇急事出来候時

節、誰人可奉懷 神体哉、公家武家重事、何事如之是、次御遷宮時節相近畢、是又無當職者、
何人可奉懷 神体哉、三

以前条々如斯、適大宮司・大祝共以雖召上所職、於大宮司者、既令還補畢、(大脱カ)至祝不可及御用捨
候、然早同被推免許御沙汰、遂行御神事、為致朝家御祈禱勤、仔細言上如件、

正中二年四月 日

勸進阿闍梨湛照

学頭権律師明超

千如坊権律師尊祐

真来坊法眼須耀

惠光坊法眼須意

行性坊阿闍梨明円

乗円坊安位

春光坊法橋信賀

実乗坊阿闍梨覺尊

伝法師権律師祐弁

律善坊阿闍梨西賀

一和尚兼政所阿闍梨

座主権律師基覺

この衆徒らによる愁訴が受け入れられたからか、安延は大祝職に復帰を果たすことができる。中村知裕氏は中世前期には、座主を筆頭とする衆徒組織が形成され、高良社内外に大きな影響力をもたらすようになってきたことを、そしてそれが大祝の権力の低下を意味していることを論じている。⁵²⁾とはいえ、神事を齋行するには大祝が不可欠であり、神事の懈怠が高良社の退転へとつながる意識があったようであるから、座主を中心とした衆徒の勢力が増す状況で大祝の権力低下があったとしても、高良社の祭祀者としての存在力は担保されていたと思われる。

る。

さてそれから長い時を経て、座主を主体としてなされていた高良山の経営も天正年間後期に入ると、島津氏による破却や秀吉による神領地の没収によって、リセットされた状態になった。これを契機として、再び大祝が自らを主体とする本来あるべき高良社の経営を目指す動きになったと考えられるのではないだろうか。また、第二節において『筑後将士軍談』記載の「丹波麟圭奪座主職付麟圭為秀包所害事」の件を示したが、【史料三】に記されている通り、座主麟圭が天正十九年（一五九一）に、秀吉の命で筑後国内三井・山本・上妻・三潴の四郡を治めることになった毛利（小早川）秀包により殺されることもあり、高良山は荒廃の一途を辿る状況であった。このように高良社が衰退の様相を呈したからこそ、その再興のためには『高良記』の編纂により高良社の神威向上、大祝の存在意義が改めて示されることになったと考えるのである。このことは、大友氏の支配の点からも考えることができるであろう。「研究編」で引用した編述目的の三つ目に示される「商工業座の指揮・管理権」について鈴木敦子氏は、大祝が所有していた権益が、大友氏の筑後国支配における主従関係の中で喪失していったことを示している。⁵³市や座などに対する実質的支配と権益が大友氏の手に渡ること、市座の興行において大祝は形式的に儀式を執り行うのが実態であったということだろう。やはり大祝の権威は低下するものであったろうし、特に経済的権益の損失は大きかったと思われる。

しかし、高良社が衰退する時期には大友氏はすでに筑後国の支配から離れており、混沌とした状況の中にあっても再び大祝がその権益を取り戻す機会であったと思われる。皮肉にも、高良社の衰退や大友氏の消長によって、再び大祝が権威を高めるだけでなく、経済的掌握を行う絶好の機会を得たのではないだろうか。中村知裕氏は筑後における市町の興行について、大祝の権力低下はあったとしても大祝の存在無くしては興行が開くことは不可能であったと指摘している。しかし、本来大祝が管理統制をしなければならぬ市別当の力が強くなることで、そのコントロールが効かなくなる状況が生まれ、市別当が高良社を脅かす存在となっていたというのである。⁵⁴また小川信氏は、『高良記』にみる高良社と府中の関係を論ずるなかで、大祝は府中の市を進退する権限を持つことを高良大菩薩の垂迹と結びつけ、そして市を開いていたこと、また市に出る商売人を祭神奉仕に組み込み、高良社の支配下に置こうとしていたようである。また、『高良記』では、大祝の市別当の任免権や統制権など市座での権限を強調及び主張しているが、その実態としてどれほどの権限と利益があったかは定かではないと指摘している。⁵⁵

では大祝が、市や座での権益を『高良記』を通じて改めて強調する必要があったのだろうか。「研究編」では、高良山における大祝の格付が低いことについて触れており、近世の石高でその比較をしているのであるが、秀吉の没収後に毛利秀包より寄進された千石の神領のうち、大祝の知行は十五石のみであった。⁵⁶それに対して座主は五八三石、大宮司五十石であり、その他衆徒も大祝以上の知行をもらっている状

況にあったようである。石高だけでみれば経済的格差があったと言えるだろう。ゆえに市・座での権益を保持することは大祝にとっては重要であったと考えられる。ただこれまで述べてきたように、大祝は社家衆の支配権を有する存在であり、経済的格付は低いものではあつたらうがそれだけで大祝を格付することはできないと思われる。『高良記』に見られるように、高良大菩薩の垂迹を通して、大祝自身が崇敬を集める存在として高良社の支配圏や信仰圏で勢力を持っていたと考えるべきであろう。⁵⁷

四、宗教勢力の主体性について、高良社と太宰府天満宮との比較を通して、

太宰府天満宮（以下、天満宮）は、永禄十年（一五六七）、大友宗麟により破却されている。その要因の一つとして、第二章「戦国期における太宰府天満宮留守職について」では留守職の相論に注目した。⁵⁸南北朝以降、大鳥居氏と小鳥居氏の両留守職によって天満宮の統率経営がなされていた。しかし、両氏の留守職をめぐる相論が長期化して行われるようになり、その相論がもたらす隙が、天満宮に対して大内氏や大友氏や毛利氏など周辺勢力の影響を受ける体質を形成していくことになると指摘した。天満宮が大内氏から大友氏の支配に入ると、大鳥居氏が天満宮の中心となっていく、小鳥居氏との相論も和睦によって落ち着く時期を迎える。⁵⁹しかし、大友氏の家臣であった高橋鑑種が永禄五年（一五六二）、大友氏と敵対関係にあった毛利氏に寝返り、翌年の永禄六年（一五六三）に、小鳥居氏を天満宮留守職としたのである。⁶⁰この動きは、留守職の補任を示すことで大友氏との対立関係に均衡をもたらそうとしたものと考えられる。しかし、高橋鑑種が小鳥居氏を担ぎ出すことによって、天満宮には二人の留守職が存在することになり、再び留守職をめぐる大鳥居・小鳥居両氏の対立がなされるようになる。大内氏が天満宮を支配する時期では、天満宮内部での対立で収まっていた構造が、大友氏・大鳥居氏と高橋氏・小鳥居氏という対立構造になり、複雑化してくる。天満宮の破却也、留守職をめぐる争いというレベルを超えた土俵の上で起こったことであり、両氏が争乱に巻き込まれることが、天満宮もまた同じく巻き込まれるという状況を生んだのである。

高良社においても似たような状況にあったことは第二節で述べたが、天正六年の「耳川合戦」以降、座主職においては良寛と麟圭の二人が存在してしまつた。良寛は大友宗麟に、麟圭は龍造寺隆信にとそれぞれが座主職の安堵を受けており、その背景として大友氏と龍造寺氏が敵対関係にあつたわけである。ではなぜ、同じような状況の中で、大友宗麟は天満宮を破却し、高良社にはなさなかつたのであろうか。おそらく

くこれは内部における実権を誰が掌握していたかにあると考えられる。

【史料八 大友家家臣連署書状】 61

當社上下之神官、鑑種(高橋)以同心籠城、前代未聞之企候、如此永々背 御下知、可輕神慮

輩者、向後不可叶御分國中之段、堅被仰出候、但改先非、此節以一行於取退者、取合不

可有別儀候、然者信渠被仰越專要候、恐々謹言、

(永祿十年)

十月廿九日

鑑賢(花押)

宗譽(花押)

天満宮

大鳥居殿

御同宿中

天満宮では留守職をめぐって、大鳥居氏と小鳥居氏が対立していたが、天満宮破却時のことを示す【史料八】には「当社上下神官、鑑種以同心籠城、前代未聞之企候」とあり、小鳥居氏を中心に社家衆が高橋鑑種に与していたことを示している。つまり、この当時、大友氏がバックアップしていた大鳥居氏に天満宮においてどれだけの統率力または影響力があったかということになるのだろうが、小鳥居氏の意向に天満宮社家衆は従っていたことになる。おそらく宗麟の攻撃対象は天満宮自体にあったのではなく、小鳥居氏を中心とした社家衆にあったと考えられる。それに対して、高良社において大友氏に与していたのは、座主良寛、大宮司、そして何より大祝がいたことが要因として大きかったに違いない。大祝は社家衆の進退を預かる要職であり、座主麟圭が龍造寺氏や島津氏に付いていたとしても、高良社の社家衆を従える大祝が

与している大友氏にとつてはさほど影響がなかったのではないかと考えられる。ゆえに島津氏が高良山に火をかけた理由も、宗麟が天満宮を破却した状況と同様に考えられ、高良社の実質的権力が、大祝や座主良寛ら大友方にいた勢力が有していたためと言えるであろう。

また破却後の動きについても少し比較をしてみたいと思うが、天満宮において大鳥居氏と小鳥居氏における確執に終止符が打たれるのは、小鳥居氏から大鳥居氏に起請文が出される天正十五年（一五八八）に入ってからのことと考えられるが、時はすでに豊臣秀吉の時代となっていた。⁶²この起請文が出される前にすでに、両氏による留守職の相論が行われることもなくなり、大鳥居氏を中心とする天満宮経営の構造が出来上がっていたと考えられる。それまでのように天満宮を統率するトップが争う状況に比べ、天満宮全体がまとまりのある体制で周辺勢力と臨めるようになったと思われる。ゆえに、天満宮を諸勢力の中でいかに維持していくかで、大鳥居氏が留守職としての実質的な力量を試されることになったであろう。そして、大鳥居氏はそれを祈禱卷数で行おうとしていたと思われる。天正年間に入ると大鳥居氏が出す祈禱卷数に変化が見られるようになる。天正六年（一五七九）までは、大友氏に対する大鳥居氏からの祈禱卷数が数回見られるが、天正十二年（一五八五）に島津氏に対する祈禱卷数が出されるまで約六年間、祈禱卷数の授受に関する記事は見当たらなくなる。これは先述した「耳川合戦」で、大友氏が大敗したことにその理由を求めることができる。大友氏はこの「耳川合戦」以後、その勢力を大幅に縮小していくことになり、そして逆に島津氏はこれをきっかけに薩摩から北上を始めるのである。しかし、大鳥居氏が「耳川合戦」直後に祈禱卷数を島津氏に出さなかったのも、動向を見極めての慎重さがあつたからであろう。大鳥居氏が、周辺の動向に目配りをしていたことに関しては、肥前国衆である合志宣頓が、「如御音問、近年者、就御弓箭不申通候、聊非心疎候、御祈念之卷数一拜領忝候、仍龍造寺方、阿蘇・相良・親為、以一致此國今程靜候、永々靜謐隆信御堅慮之前候」と、大鳥居氏に龍造寺隆信をはじめ、肥後国やその周辺の情勢を報せていることでもわかる。⁶³おそらくこのようにして、周辺の情勢を窺いながら天満宮としての態度を示していたと思われる。そして、島津氏の北上が本格的になる天正十二年（一五八五）以後の島津氏に対する祈禱卷数が、九回に及ぶことには注目できると考える。⁶⁴また、『上井覚兼日記』において、天正十二年（一五八五）十月十四日の記載に、「天満宮大鳥居信寛法印より使僧預候、（中略）御祈禱卷数預候、自今以後崇敬可申之由也」とあり、島津氏の天満宮への崇敬を求めている。⁶⁵

この祈禱卷数を贈るといふ行動は、大鳥居氏が大友氏による破却や多くの諸勢力から受けてきた影響に基づく対応策であつたと言えるのではないだろうか。もちろん、大友氏に破却される以前にも祈禱卷数を贈ることはあるが、その贈る行為自体の性格は、その前後では異とするものであつたと考える。天満宮内部がまだ大鳥居氏と小鳥居氏とで分裂している時は、各々自らの存在意義を示すためのツールとして用い、しかし大鳥居氏が実権を掌握することで今度は、天満宮の存在意義を外部へと示すものとしてベクトルが変化したと考えることができる。

う。しかし、こういった祈祷巻数を媒体とした大鳥居氏の態度が、島津氏だけに傾向していったことを示しているとは言いが切れない。天正十二年以降、再び大友氏へも巻数は度々出されておき、常に周辺の動向を踏まえた行動をとっていたと捉える必要があるだろう。天正十四年（一五八六）に、島津兵により天満宮の至近にある香椎宮が炎上するということも起こっているが、天満宮に災禍は及ばなかった。このことからすれば、大鳥居氏の島津氏への行動が香椎宮のような惨事を天満宮にもたらさない、未然に防いだ要因になったのではないだろうか。この祈祷巻数の要素だけで、どれほどの効果があったかを証明することは困難なことではあるが、ひとつの動きとして考えうることを示したつもりである。⁶⁶

要するに、祈祷巻数が周辺勢力に対して、天満宮のスタンスを示す媒体としての役割があったのではないかということである。このようにして、大鳥居氏が天満宮に対する維持・保護のための動きが出てくるのは、やはり小鳥居氏との相論の決着など安定した天満宮内の掌握ができてこそのものであったと考える。それに対し、高良社はどうかと推察するにあたり、『高良記』編纂の意味意義を考えるのである。第三節では、島津氏の破却や秀吉による神領没収など高良社の危機的状況において、高良社の縁起や大祝の権威向上をもってその復興と大祝を中心とした高良社の経営を目指す動きを述べたが、このような動きは、高良社を混乱した状況から脱却させるためのものであり、天満宮に見られる大鳥居氏がまず内部を掌握し、その安定した状況から周辺勢力との関係を構築しようとしたと同じく、『高良記』を著すことによつて、古来より大祝を中心になされてきた高良社の経営を再び目指すことであつたのであろう。つまりは、高良社にしても天満宮にしても、その内部の分裂や権力者による破却などを通じて、それまでの体制から脱却し、新たな方向性へと進もうとしたのではないかと思われる。まさしくクラッシュアンドビルトと言つても良いのではないだろうか。両者とも、中世を通して形成されてきた在地領主的性格があつたからこそ、常に不安定要素の中に置かれることになり、結局は権力者の「政治的」動向に奔走させられるのである。しかし、分裂や破却という苦難を乗り越えることが原動力となり、再びその基盤を復興するための動きをしていくようになったのである。それこそが、天満宮では祈祷巻数などによる崇敬を求める行動になり、そして高良社では『高良記』の編纂が行われるなど、社寺としての信仰的側面を高めていくことで、自らの存在を主張する「主体性」を求めようとしたことになるのではないだろうか。第三節、第四節を通じて、大祝による『高良記』の編纂にベクトルを向けて述べてきたが、『高良玉垂宮神秘書紙背』の「研究編」においてすでに説かれている編纂目的を再考するに留まつてしまった。『高良記』自体が多くの改竄を経てきているようであり、更なる検討分析が求められる部分もあるだろう。また、この『高良記』によって実際にどれだけ、大祝が権威を回復していくかという、目的に対する効果については明らかにしていない。また高良社の復興に対する実質的な動きが、麟圭亡き後に座主に就いた尊能（四十五世）に見られるなど依然と座主が高良山を代表する存在であつたようであるが、少なくとも

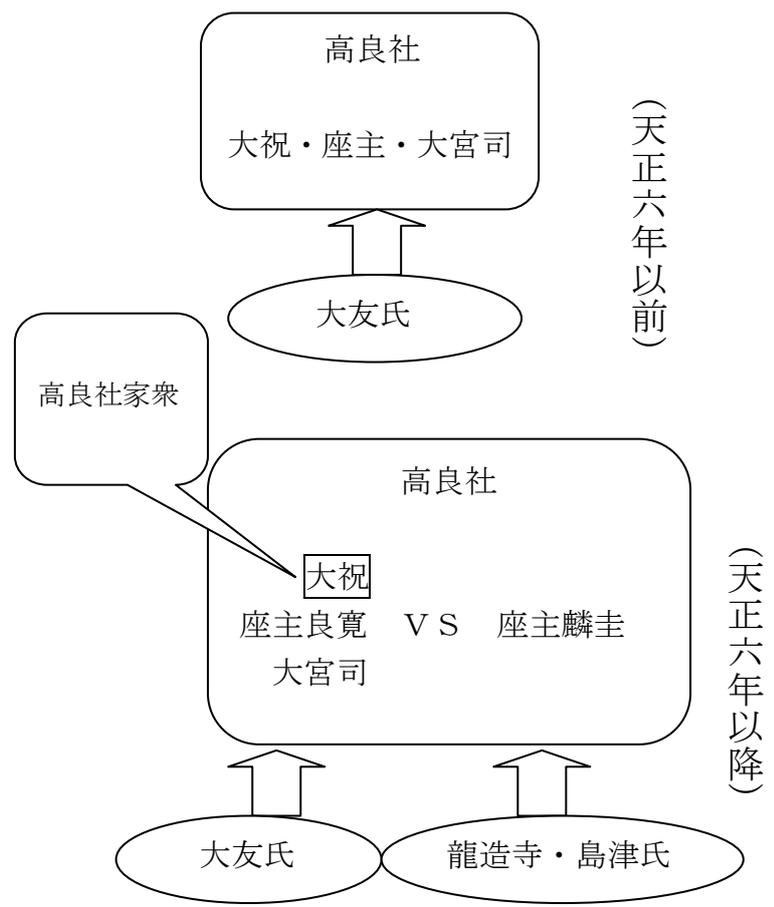
も大祝が中世において長期間取ってこなかった態度を新たに示すようになったことは高良社における大きな変化として捉えることができるであろう。

おわりに

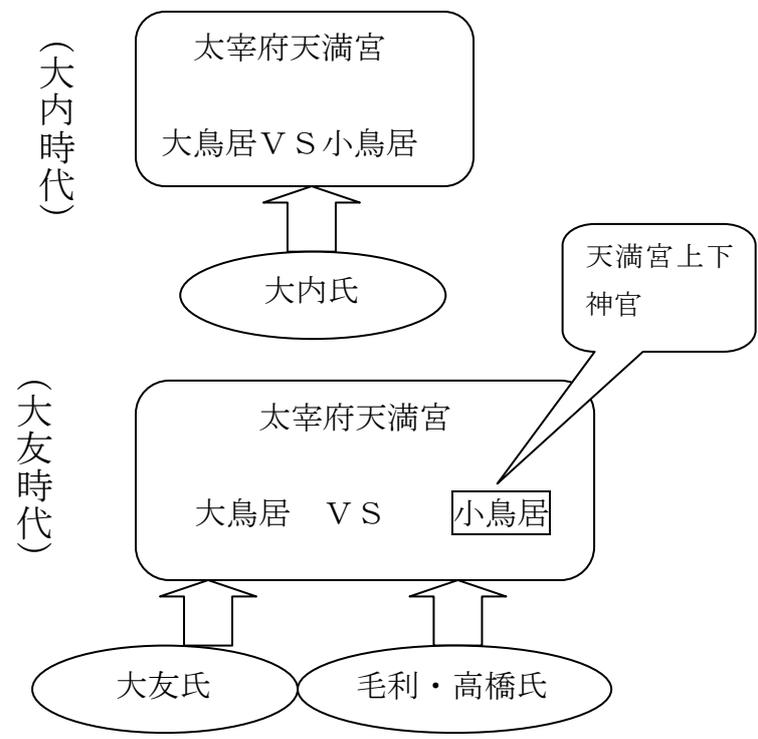
筑後国のみならず、九州において要衝である高良山に鎮座する高良社は、信仰、政治、経済とあらゆる側面を持つ存在であり、さらには時の権力者の軍事的拠点として機能するなど在地領主的性格を有していた。天正六年（一五七八）に「耳川合戦」で大友氏が島津氏に大敗するまでの高良社は大友氏と良好関係を構築しており、大友氏の領国支配に組み込まれながらも少なからず安定した状況にあった。しかし「耳川合戦」後は、九州における勢力図が大きく変化したことで、高良社にもその変化の影響がもたらされるようになる。大友方につく大祝・座主良寛・大宮司、そして龍造寺氏や島津氏につく座主麟圭と、内部分裂のみならず、周辺勢力の動向に流動的な対応せざるを得ない不安定な状況に置かれるようになるのである。その行く末として、島津氏による高良山一帯の破却や秀吉の神領没収など高良社は危機に瀕することになる。しかし、この危機が、何より中世を通じて形成されてきた体制をリセットすることになり、そしてこの危機から脱することが高良社の再興への原動力として新たな出発点となっていたのではないだろうか。これは太宰府天満宮の戦国期における動きとの比較をすることで、共通点を見出すことができるのであり、中世から近世へと移行していく上で、むしろこういった苦難を乗り越えることが主体性を示すことへとつながっていったのであろう。

- 1 太田 亮『高良山史』（神道史学会 一九六二）
- 2 「筑後国」（工藤敬一報告）中世一宮制研究会編『中世一宮制の基礎的研究』（岩田書院 二〇〇〇）
- 3 拙論「戦国期における太宰府天満宮留守職について」『神道研究収録』十九輯 二〇〇五
- 4 「筑後国」（原野義行報告）岡田莊司編『古代諸国神社神階制の研究』（岩田書院 二〇〇二）
- 5 久留米市史編さん委員会『久留米市史』第一卷（久留米市 一九八一）

〔薦野家譜〕三 豊後勢筑後國主張附道雪紹運黒木出陣所、働事 天正十二年（一五八四）九月十三日
 （竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十六 太宰府天満宮 二〇〇〇）



《高良社と周辺勢力との関係図》



《太宰府天満宮と周辺勢力との関係図》

「高良山座主良寛より使を以て、當山は堅固の地也、その上大友屋形、弘治・永祿兩度の亂に、御陳をすえられ、大敵を退治有し吉例也、今般も當陳に御陣をめされ、諸方への御手遣ひ然るへきかと申越けれハ、」とあり、座主良寛が「當山は堅固の地也」と大友家家臣戸次道雪等に陣を高良山に置くことを薦めている。

本論では、大友義鎮の名称を便宜上、永祿五年（一五六二）の入道後の「宗麟」と統一して用いる

拙論「大友義鎮における社寺破却の意図について」『神道宗教』一九二号 二〇〇三

芝崎正則「大友宗麟の社寺政策・社寺破却について、宇佐宮を中心にして」

『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要』十号 一九九七

清原貞雄「大友宗麟の社寺破却政策に就て」『大分県地方史』十三〜十六号 一九五八

宇佐宮は永祿四年（一五六二）・天正四年（一五七六）・天正九年（一五八一）、彦山は永祿十一年（一五六八）・天正九年（一五八一）、太宰府天満宮は永祿十年（一五六七）に破却されている。

座主・大宮司ともに、その祖をたどると大祝になる。大祝保続には五子があり、白鳳二年（六七三）にはその一子が大祝職を継ぐ。他の子達は、二子が神代氏となり、三子が丹波氏と称して後に座主となる。続いて四子は大宮司と名乗り、五子は草壁氏と称した。

『高良記』三四九

（荒木尚・川添昭二・古賀壽・山中耕作編『高良玉垂宮神秘書紙背』 高良大社 一九七二、以下『神秘書紙背』と略）

※注における『高良記』の史料番号は『神秘書紙背』本文の通し番号に依拠した

津田勉「高良社「大祝」職の成立」『神道宗教』一七二号 一九九八

「権律師某奉書案」正中二年（一三二五）八月二日「高良山文書（鏡山文書）」三 『久留米市史』第七卷 資料編（古代中世） 久留米市 一九九二、以下『市史』七と略

※注における史料番号は『市史』七本文の通し番号に依拠した

袖判

筑後国高良社大祝職事、大宮司有基与大祝安延、去正月三日於社頭鬪乱之由、依有其聞、兩人共以被改替所職畢、而安延忝為神同姓之職也、六十余代、未曾犯如此之惡事、真偽宜仰神慮之由、重々歎申旨、誠非無謂歟、仍諸職所帶等如元被安堵也、早可全神事等由可被致下知之旨、依仰執達如件

正中二年八月二日

権律師 判

高良山源所殿
（大祝）

1/2 中村知裕「諸国一宮の信仰圏と地域社会・筑後国一宮高良社を素材にして」『七隈史学』三号 二〇〇二）
「大友義鑑書状」年末詳十月二十八日（「高良山文書（座主文書）」十八『市史』七）

〔包紙ウワ書〕「高良山 勝軍殿 義鑑」

当山座主職之事、代々末子連続之条、至勝軍相続之由承候、且任父母之意之段、准先条得其意、以前带続目之判形候、倍神役・仏事等無怠慢様、可否申与候、良政事雖為嫡子、对国家不儀及度々候、就中、至良胤不孝之条、一向不□□之由、淵底令存知候、猶年寄共可申候、恐々謹言

十月廿八日

義鑑（花押）

高良山 座主良胤御房

1/3 「大友宗麟継目安堵状」年末詳四月二十八日「高良山文書（座主文書）」二十『市史』七）

〔包紙ウワ書〕「高良山 勝満殿 宗麟」

当山座主職之事、至勝満相続之由、承候之条、領掌不可有相違之段、以状申候、弥毎事堅固之取沙汰肝要之由、可被申与候、為御存知候、恐々謹言

卯月廿八日

宗麟（花押）

高良山 座主鎮興御房

※「勝満」・・・座主良寛を指すか

年代不詳であるが、大友義鎮が入道して「宗麟」と称する永禄五年（二五六二）以降であろう。

1/4 「高良山文書（鏡山文書）」三十七における「戸次鑑連書状」において、「高良社大祝職、鏡山被致出頭之由候」とあり、鏡山氏を名乗るようになる。この書状の年代は未記載のため明らかではないが、義鎮が筑後へと出陣するなど高良社との関係が密になる永禄年間後半の

時期と思われる。

¹/₅ 「大友義鑑書状」 年末詳十月十六日 「高良山文書（鏡山文書）」二二（『市史』七）

就今度筑後錯乱、別而被添御心之由承候、祝着候、必取鎮、可顕志候、弥入魂肝要候、恐々謹言

十月十六日

義鑑（花押）

高良社
大祝殿

小川 信「筑後国府の変遷と一宮高良社」（日）、『高良記』を一素材として、

（『政治経済史学』三二四号 平成四年、同氏著『中世都市「府中」の展開』思文閣出版 二〇〇一に再録）

¹/₆ 「大友家年寄衆連署奉書」 大永二年（二五二二）十月十四日「草野文書」四三（『市史』七）

¹/₇ 『豊前覚書抄録』（『市史』七）

¹/₈ 「奈多鑑基書状」 永禄十二年（二五六九）二月廿二日「高良山文書（鏡山文書）」三二（『市史』七）

奈多氏は豊後奈多人幡宮大官司家の家柄である。鑑基の娘は宗麟の正室となり大友氏と姻戚関係にある。永禄十二年（二五六九）に立花山城攻防戦で戦死しているのが、晩年の書状と言えよう。

¹/₉ 堀本一繁「竜造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」（『日本歴史』五九八号 一九九八）

²/₀ 前掲7拙論参照

²/₁ 「大友宗麟書状」 年末詳四月十八日「高良山文書（鏡山文書）」四三（『市史』七）

就肥前国閉目之儀、至当山宿陣之处、早々出頭祝着候、仍御礼等、任前々之旨候、国家益可被励

安寧之祈祷之事專要候、猶奈多増王可申候、恐々謹言

卯月十八日

宗麟（花押）

高良山大祝殿

²/₂

「大友氏年寄連署書状案」 永禄四年（二五六二）九月二十九日「到津文書」

（中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇 卷十三 宇佐神宮庁 一九九八）

〔端裏書〕
「永祿二二三日到来候、
二老國衆返事案文」

無

各御存分之次第、以目安銘々承之趣、得其意、則至奈多鑑基可令助言候、雖○申迄候、社中之御事、聊不被混武威、社法一片之以御覚悟、御國家安全、御屋形様御武運御長久、又者當時干戈之砌候間、勝軍御祈念尤可為肝要候、就御申事者、御神慮云、御政法云、御憲法之御下知不可有別儀候、可御心安候、猶重々可申承之条、省略候、恐々謹言、

永祿二二

(吉岡)

九月廿九日

長 増

一万田兵部大輔

鑑 實

木付紀伊介

鎮 秀

朽網中務大輔

鑑 康

(署名中略)

宇佐宮

社家御中

御報

大友家臣団である加判衆の連署によるものであるが、社家中に対して「武威を混へず」に「国家安全」や「勝軍祈禱」が大切であるとされている。この書状が出された永祿四年は宇佐宮が、最初に破却を受けた後のことであり、宇佐宮が武力を行使することのないようにとも記されている。

23 「大友三非斎(宗麟)書状案」天正六年(一五七八)五月十四日「高良山文書(鏡山文書)」四五
その他にも「高良山文書」の中には祈禱巻数に関する記事が次のようにある。

「大友宗麟書状」「高良山文書(鏡山文書)」四四 年未詳九月三日

「大友義統書状」「高良山文書(鏡山文書)」五三 年未詳九月三日

「大友義統書状」「高良山文書(鏡山文書)」五四 年未詳三月二十五日(いずれも『市史』七)

24 前掲2

25 前掲19

2 6 北島万次 「天正期における領主的結集の動向と大名権力・肥前・筑後の場合」

(木村忠夫編『戦国大名論集七 九州大名の研究』 吉川弘文館 一九八三)

2 7 佐賀市史編さん委員会編『佐賀市史』第一巻 地理的環境・原始・古代・中世編(佐賀市 一九七七)

2 8 木村忠夫「耳川合戦と大友政権」(木村忠夫編『戦国大名論集七 九州大名の研究』 吉川弘文館 一九八三)

2 9 『家勤記得集抄録』(以下、『記得集』と記す 『市史』七)

3 0 『稲員家記録』とも言う。高良山衆の系譜に連なる稲員家の記録であり、元禄九年(二六九六)に、稲員安則がまとめた。

注1 太田氏参照

坂口寛司「高良山座主と厨家」(『筑後』第五卷第十二号 昭和十二)

3 1 矢野一貞『筑後将士軍談』第十一卷(『筑後國史・筑後将士軍談』(上) 名著出版 一九七二)

3 2 「龍造寺隆信・同鎮賢連署座主職安堵状」天正七年(一五七九)正月二十日「高良山文書(座主文書)」二二(『市史』七)

〔包紙ウワ書〕「麟圭参 隆信 〔裏 龍造寺山城守 同民部太輔 〕」

高良山座主職之事、向後不可有相違之状如件

天正七年 正月廿日 龍造寺山城守 隆信 (花押)

(政家) 同民部大輔 鎮賢 (花押)

麟圭 参

3 3 「大友義統預ケ状案」天正七年(一五七九)六月二十六日「高良山文書(鏡山文書)」五一(『市史』七)

3 4 「大友義統預ケ状案」天正十二年(一五八四)三月二十八日「高良山文書(鏡山文書)」五七(『市史』七)

3 5 大祝保常について、「天正十年三月十一日系月邊春城ニ於テ戦死、年四十一」とある。

矢野一貞『筑後将士軍談』第四十卷(『筑後國史・筑後将士軍談』(中) 名著出版 一九七二)

3 6 「高良山座主良寛起請文」天正九年(一五八一)八月二十六日「龍造寺家文書」一五四

(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第三卷 佐賀県立図書館 一九五八)

3 7 「神代弥左衛門遺戒書」(『市史』七)では、良寛が耳川合戦で島津氏の捕虜となり、その後高良山に帰山し、座主となったことを記しているが、すでに麟圭が座主として君臨しており、「兩座主」と表されている。注31における『筑後将士軍談』との記述においても、座主が同時期に二人いたことを記している。

3 8 松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察―「龍造寺家文書」の事例を中心に」(『黎明館調査研究報告』十五 二〇〇二)

月井剛『戦国期地域権力と起請文』（岩田書院 二〇一六）

月井氏は東国の佐竹氏や後北条氏等による発給の起請文について比較分析行っている。その中で後北条氏は受給者との関係、誓約内容、発給目的等によって、起請文または起請文言を含む判物・書状を発給していたことを推測している。松田氏は、起請文の神文部分に記載されている神名に注目しており、龍造寺支配体制に組み込まれる国人等の起請文に記載される神々の分析から、龍造寺氏保護する神との関連性と政治的關係について考察している。

「龍造寺政家書状」天正十二年（一五八五）十月二十二日「高良山文書（座主文書）」二二二（『市史』七）

〔包紙ウワ書〕「高良山 座主御坊 御同宿中 政家 〔裏〕 龍民太」

高良山座主御坊一跡之事、先年親二候之者以同判申談候上者、今以新雖不及申合候、就今度良寛
逆意、法持捨之儀御口能之段、無余儀存候条、弓箭一忍之刻御知行肝要候、弥可被抽御忠貞之事、
此節之義万吉、恐惶謹言

天正十二年 十月廿二日

政家（花押）

「上井覚兼日記」天正十二年（一五八四）三月二十五日条

（東京大学史料編纂所編『大日本古記録 上井覚兼日記 中』岩波書店 一九五七）

「大友義統書状」天正十二年（一五八四）五月廿八日「島津家文書」一一一五

（東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ 十六ノ二』東京大学出版会 一九五三）

追而、

（肥前）

於今度高木嶋原表、被得勝利候、尤珍重候、此才之儀、為可申達、染筆候、仍新勅撰

一冊（定家卿 儀筆）進之候、於御自愛者、可為本望候、猶稱名寺其阿可有演説候、恐々謹言、

（天正十二年）五月廿八日 左兵衛督義統（花押）

謹上 嶋津修理大夫殿（義久）

島津氏が龍造寺隆信を討ったことに際して、その戦勝を大友義統が祝ったものである。耳川合戦以降、良好な関係ではなかった両氏であるが、このようにした書状が見られるのは、それだけ大友氏にとって龍造寺氏が大きな存在であったことが窺える。

4 1 前掲 2 8

4 2 高野茂「島津氏の肥後侵攻と支配について」(森山恒雄教授退官記念論文集刊行会編『地域史研究と歴史教育』 亜紀書房 一九九八)

4 3 「上井覚兼日記」天正十三年(一五八五) 九月二十六日条

(東京大学史料編纂所編『大日本古記録 上井覚兼日記 下』岩波書店 一九五七)

天正十三年(一五八五) 九月二十六日条『上井覚兼日記抄録』(『市史』七)

4 4 「神代弥左衛門遺戒書」(『市史』七)

一薩摩衆嶋原^ニて被得勝利、勇ノ軍勢筑後表へ御出陣被成、仁乘院忠宗・嶋津^(マ)図書頭殿両御大将^ニて

高良山へ御本陣被成。扱、基養父両郡御発向被成、御城^ニとり被懸、里んけいも先陣被申。

4 5

『記得集』では、尊能が良寛の子となっているが、『久留米市史』第七巻資料編(古代中世)では、該当史料の注意書きとして、「高良山麟圭は天正九年以降は龍造寺軍に協力、久留米城在城、兄良寛と対立、尊能は麟圭の子とある。また『記得集』の説明として、この天正十四年の島津軍による高良山への攻撃の記事が、「神代弥左衛門遺戒書」と大きく相違があることも指摘している。

4 6 前掲 4

4 7 「高良山文書(座主文書)」二十六 四月十六日「秀吉寄進状」千石の寄進が見られる

「毛利秀包寄進状」文禄五年(一五九六) 五月十日「高良山文書(鏡山文書)」六十三

秀包より、千石の高良社領のうち十五石が大祝に寄進される

・高良社のみならず、この時期は秀吉による神領没収が九州地方では見られることである

(本論最後尾(附一) 中世後期〜近世における一宮の動向を参照)

4 8 『高良記』二二六(『神秘書紙背』)

4 9 荒木尚・川添昭二・古賀壽・山中耕作編『高良玉垂宮神秘書紙背』(高良大社 一九七二)

5 0 前掲 1 1

5 1 「筑後高良宮衆徒申状写」正中二年(一三二五) 四月「高良山文書(鏡山文書)」(付) 一 (『市史』七)

5 2 前掲 1 1 中村氏論文参照

5 3 鈴木敦子『日本中世社会の流通構造』(校倉書房 二〇〇〇)

5 4 前掲 1 1 中村論文

5 5 前掲 1 5 小川論文

5 6 前掲 4 7

57 前掲49

58 前掲2

59 「小鳥居信慶外二名連署書狀案」永祿三年（一五六〇）九月十八日「太宰府天滿宮文書」

（竹内理二・川添昭二編『大宰府・太宰府天滿宮史料』卷十五 太宰府天滿宮 一九九七 以後、『天滿宮史料』十五と略）

〔端裏書〕

「永祿三

小鳥居信慶和睦懇望之返書之案」

御札之趣令披見候、抑信慶進退之儀度々示預候、最早々信渠へ可申聞處、為各頻加異見承伏之刻、小鳥居不純熟之儀共候てハ、彌不可然之間、以別紙申題目候、被仰證、於向後無相違様ニ御調達專一候、猶上座房可被申候、恐々、

（永祿三年）
九月十八日

信覺

信順

信精

花田大藏少輔殿

衛藤宮内少輔殿

御報

條々

一信慶無表裏順熟一通之事、

一信元許容有間敷之由候、於向後首尾事、

一留守領・坊領堅固可被付分事、

（後略）

60 「高橋鑑種書狀」永祿六年（一五六三）三月二十三日「小鳥居文書」（『天滿宮史料』十五）

〔押紙〕
「高橋三河守」

天滿宮留守職乃事、任往古之例、小鳥居御裁判肝要候、仍為後證一通如件、

永祿六年三月廿三日

(高橋)
鑑種(花押)

天滿宮小鳥居殿

61

「大友家家臣連署書狀」永祿十年(一五六七)十月二十九日「大鳥居文書」(『天滿宮史料』十五)

62

「小鳥居信譽起請文写」天正十五年(一五八八)正月十七日「太宰府天滿宮文書」

(竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天滿宮史料』卷十七 太宰府天滿宮 二〇〇三)

前カ
關

梵天・帝釈・四大天王、想日本國中大小神祇、別天滿大自在天神御罰可蒙候也、仍起
請文如件、

天正十五年

正月十七日

小鳥居

信譽書判

大鳥居殿參

御同宿中

63

「合志宣頓書狀」天正十一年(一五八四)五月十日「太宰府天滿宮文書」

(竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天滿宮史料』卷十六 太宰府天滿宮 二〇〇二、以下『天滿宮史料』十六と略)

(端裏)
「墨引」

追而御樽一荷・海月一折送給候、賞翫此事候、隨而於其元居屋敷、近年無相違御

(、)
載盤、乍案中畏存候、必以一人態御禮可申述候、以上、

如御音問、近年者、就御弓箭不申通候、聊非心疎候、御祈念之卷數一朶拜領忝候、仍

龍造寺方、阿蘇・相良・親為、以致此國今程靜候、永々靜謐隆信御堅慮之前候、(龍造寺)

然者如前々、御神領於富納村、角日向入道被指遣候、千秋萬歲候、無異儀御知行之
條、目出候、旁期後音候、恐々謹言、

(天正十一年)
五月十日

(信覺)
大鳥居殿
御報

(合志)
宣頓(花押)

64 前掲2

65 太宰府天満宮における祈禱卷数の状況は、一覽として第二章第四節に提示している
66 「上井覺兼日記」 天正十二年(二五八五) 十月十四日(『天満宮史料』十六)
66 本論第二章参照

※ 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。